

平成19年度第1回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会会議要録

開催日：平成19年10月12日(金)

時間：10:30～11:30

会場：佐倉市役所1号館3階会議室

出席者 委員 覺正委員、阿部委員、加藤委員、清水委員、成瀬委員
事務局 田中総務部長、平川行政管理課長、有澤主幹、籠橋主任主事、勝田主任主事
傍聴人 0人

1 報告

事務局から、平成19年4月1日から平成19年8月31日現在の資料を基に次のような説明を行いました。

なお平成18年度については、前回の審議会で平成19年2月末現在まで報告をしているため、平成19年3月分の説明を行いました。

(1) 個人情報保護制度の運用状況について

保有個人情報取扱事務の届出等については、佐倉市個人情報保護条例第6条に基づいて届出がされている総数は、平成19年7月31日現在で572件となっています。

保有個人情報取扱事務の実施機関ごとの内訳は、市長部局が463件、水道事業管理者が25件、議会が3件、監査委員が1件、選挙管理委員会が11件、農業委員会が10件、教育委員会が59件となっています。

平成19年4月1日から平成19年8月31日までに、佐倉市個人情報保護条例第8条に基づいて実施機関が行った保有個人情報取扱事務に係る目的外利用は、3件でした。広報紙の郵送事務については、千葉県議会議員一般選挙及び佐倉市長選挙並びに佐倉市議会議員一般選挙に伴い、新聞未購読世帯に対し選挙公報を配布するため、広報課から選挙管理委員会事務局へ住所・氏名を目的外利用しているものです。また、福祉年金給付事務については、介護保険料の賦課にあたり、介護保険法施行令第38条第1項及び第39条第1項に基づき、老齢福祉年金受給者の把握が必要なため、市民課から介護保険課へ老齢福祉年金受給権者氏名等を目的外利用しているものです。

平成19年4月1日から平成19年8月31日までに、佐倉市個人情報保護条例第9条に基づいて実施機関が行った保有個人情報取扱事務に係る外部提供は、74件でした。5号の「審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の

理由があると認められるとき」に該当するとして、提供したものが最も多く71件で、そのうち、公安委員会への提供が41件と最も多く、いずれも、類型1に該当するものとして市民税課から公安委員会へ原動機付自転車の所有者の住所、氏名等を提供しています。提供するに当たっての根拠法令は、道路交通法第51条の5第2項になります。また、2号の本人同意に該当するものとして、提供したものが4件となっています。

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求の件数並びにその処理状況については、平成19年4月1日から平成19年8月31日までに、延べ5人の方から開示請求があり、対象となる公文書件数は5件でした。これに伴う開示決定については全部開示決定が2件、部分開示決定が1件、不開示決定が2件でした。部分開示決定の理由については、開示請求者以外の個人情報によるものです。不存在については、文書を受付しておらず、存在しないためとするものでした。なお、訂正及び利用停止請求はありませんでした。

佐倉市個人情報保護条例第25条に基づいて行う口頭による開示請求の実施状況は、印旛都市職員採用共同試験（上級職）の結果について、第1次試験の不合格者の総合順位、一般教養試験の正解数及び専門試験の正解数を請求者に開示をしています。請求件数は、4件でした。

個人情報保護委員に対する不服の申出及び相談・苦情等はありませんでした。

平成18年度の運用状況については、保有個人情報取扱事務に係る外部提供については、2月末現在で119件ありましたが、最終的には130件となりました。3月に外部提供された内容は、第5号類型1に該当するものとして、市民税課が原動機付自転車の所有者の住所、氏名等を公安委員会へ4件、社会福祉課・営繕課・水道事業管理者・健康保険課が警察署へ6件、健康保険課が国民健康保険受診記録の有無を裁判所へ1件提供しています。

開示請求の件数及びその処理状況については、2月末現在で13件の請求がありましたが、最終的には2件増え、15件となりました。1件は「戸籍謄抄本交付申請書」を請求され、申請書中に開示請求者以外の個人情報が含まれていたため、部分開示決定をし、もう1件は、取下げとなりました。

上記報告を受け、委員から次のような意見等がありました。

〔意見等〕

委員 監査委員が届け出ている保有個人情報取扱事務の内容を教えてください。

事務局 手元に資料がありませんので、調べて後ほど報告します。

委員 原動機付自転車の住所及び氏名を外部提供している件数が以前と比較して多いと感じるがその理由を伺いたい。

事務局 平成18年に道路交通法が一部改正され、放置車両にかかる所有者責任の拡充に伴い、新たに「車両の所有者などを対象とした放置違反金制度」が導入され、その関係で原動機付自転車所有者の住所、氏名等を把握している市民税課から公安委員会への提供が多くなっています。

(2) 情報公開制度の実施状況について

平成19年4月1日から平成19年8月31日までに、延べ47人の方から開示請求があり、対象となる公文書件数は90件でした。これに伴う開示決定については、全部開示決定が22件、部分開示決定が58件、不開示決定が8件、取下げが2件でした。

実施機関別開示請求に係る公文書の件数については、市長部局が最も多く75件、続いて教育委員会が12件、農業委員会が3件となっています。市長部局75件の内訳については、都市部が最も多く38件、土木部が20件等となっています。公文書の主な内容は、井野東土地区画整理事業に関する文書等、生谷地先開発行為に関する文書等となっています。

不開示理由別内訳については、個人情報によるものが最も多く51件、続いて法人等情報が29件、公共安全等情報が1件となっています。このうち、公共安全等情報の具体的内容は、電柱及び電線設置計画に係る情報です。

開示請求者の状況については、開示請求者数が47人、公文書件数は90件ですので、開示請求者1人当たりの平均公文書件数は1.9件になります。区分としては、市内に住所を有する方からの請求が32人と最も多くなっています。

情報公開審査委員に対する不服の申出等はありませんでした。

平成19年4月1日から平成19年8月31日までに、市政情報の公表に関する要綱第3条各号に該当するものとして144件の市政に関する情報を公表しています。主な内容は、市長交際費、会議録、市で開催している講座や教室に関する情報、統計書、人口に関する情報となっています。主な公表の方法については、市政資料室への資料の配架、市のホームページへの掲載、広報紙への掲載となっています。

平成19年4月1日より平成19年8月31日までの市政資料室の利用人数は、2,574人となっています。

平成18年度の実施状況については、公文書開示請求については、平成19年3月1日から平成19年3月31日までの間に延べ5人の方から6件の開示請求がありました。公文書件数6件のうち、決定区分等の内訳については、全部開示決定が2件、部分開示決定が3件、取下げが1件となっています。実施機関別の公文書の件数については、6件中全てが市長となっており、部局別では、都市部が5件、土木部が1件となっています。公文書の主な内容は、開発行為に関する

開発行為許可申請書、建築計画概要書等です。また、この他に、期間延長を行っておりました、整理番号764番の開示請求について、4月2日に2件の公文書の部分開示決定を行っています。これを加えまして、平成18年度の開示請求に係る請求件数は95件、公文書件数は324件となりました。

審議会等の会議の公開に関する運用状況については、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、68の審議会等が119回の会議を開催しました。うち、会議の全てを公開した回数は106回、一部を非公開とした回数は7回、会議を非公開した回数は6回となっています。また、8の審議会等から会議において個人情報を取り扱うこと等を理由として、その全部を原則非公開とする旨の決定書が提出されています。これらの会議の回数は、341回あり、主な内訳は、介護認定審査会が218回、児童虐待防止検討会議が110回となっています。

上記報告を受け、委員から次のような意見等がありました。

〔意見等〕

委員 開示請求の処理状況中の公文書番号56番の開示理由に「議決事項」とありますがこの内容について伺いたい。

事務局 佐倉市井野東土地区画整理組合の総代会資料に対して開示請求されたものであり、その資料中の議決権の行使に関する文書に誰が賛成・反対の意思表示をしたかといった記載があったため、その部分について不開示としたものですと思われるが、手元に資料がありませんので、調べて後ほど報告します。

委員 市長に対する請求がこれまでと比較して多いと感じるがその理由について説明していただきたい。

事務局 開発行為の関係の請求が多かったためと考えられます。また、市長の資産公開が10月から閲覧できることとなりましたが、写しの交付については、情報公開条例に基づいて請求することとなりますので、今後、請求がされることが予想されます。

2 その他

・住民基本台帳の閲覧件数の審議会への報告について

事務局から住民基本台帳閲覧事務取扱の変遷の資料を基に次のような説明を行いました。

平成17年10月20日に総務省から住民基本台帳の閲覧制度のあり方に関する検討会の報告があり、個人情報保護の観点から、営業目的の閲覧や閲覧申請時の審査及び手続きの厳格化を盛り込みました。この報告により住民基本台帳法の一部

改正が予想されましたので、法改正前の駆け込みの閲覧を防止するために、佐倉市では、平成18年3月1日に住民基本台帳の閲覧等に関する事務取扱規定の一部改正をし、住所・氏名・生年月日で被閲覧者を特定できない場合は、原則閲覧できないこととしました。平成18年11月1日に住民基本台帳法、住民基本台帳法施行令、住民基本台帳事務処理要綱の一部改正がされたことにより、閲覧できる場合が限定されたことに伴い、佐倉市では、住民基本台帳の閲覧等に関する事務取扱規程を廃止し、新たに佐倉市住民基本台帳の閲覧に関する規則を制定し、さらに平成18年11月8日に住民基本台帳の閲覧に関する事務取扱要綱を制定し運用しています。

平成19年4月1日から平成19年8月31日までの住民基本台帳の一部の写しの閲覧件数については、請求者数は20件、閲覧件数は601件となっています。

所管課から、今後、審議会への定期的な報告については必要ないのではないかと話がありますが、法制度が変わってから、これまで請求がなかったところからの請求があることから、今後もこれまでどおり所管課から審議会へ定期的な報告をする方向で事務を進めていきたいと考えています。

上記報告を受け、委員から次のような意見等がありました。

〔意見等〕

委員 これまでなかったところからの請求があるとの説明でしたが、具体的な内容を説明していただきたい。

事務局 独立行政法人及び内閣府政府広報室がリサーチ会社に委託をし閲覧をしているケースがあります。

今後も、所管課から審議会へ報告を行うことを確認後、会長が会議を終了しました。